

施設カルテの補足説明

【バリアフリー】

「階段」は建物内の階段に手すり及び点字ブロックが設置されている場合、
「誘導用床材」は敷地内の通行場所に点字ブロックが設置されている場合、
「廊下等」はスロープ等が設置されており、車椅子の方が通行可能な場合に
「○」をつけています。

【耐震】

「新耐震」は昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降に建築されており、新耐震基準
を満たした建物、
「補強済」は昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築された建物で耐震改修
工事を実施した建物です。

【計画保全】

長寿命化工事対象建築物に「○」をつけています。